平成２３年（フ）第６２８号
神戸市須磨区車字潰ノ下1092番地の４グリーンすま２－Ａ号、従前の住所神戸市須磨区横尾５丁目４番地の１　307号
破産者　大東　政嗣
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４８号
神戸市垂水区小束山７丁目１番地の７
破産者　福田　爽子
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８２号
兵庫県加古川市野口町長砂953番地の19
破産者　松原　仁美（旧姓舩曳）
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２８号
兵庫県宍粟市山崎町庄能411番地　ラグラシア103号、前住所京都府八幡市八幡垣内山27番地
破産者　井上　泰伸
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第６２１号
奈良県天理市庵治町488番地
破産者　太田代　長
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第９０９号
熊本県上益城郡益城町大字広崎1113番地１
破産者　宮地　賢司
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６４号
熊本市長嶺西１丁目６番95―402号
破産者　東　　淳一
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１０７号
熊本市植木町宮原199番地３
破産者　太田黒由岐子
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３３７号
札幌市南区簾舞４条３丁目８番16号
破産者　伊藤　安彦
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５３号
開始決定時の住所北海道旭川市５条通11丁目1437番地　シュロス５条408号
破産者　佐藤　佳邦
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８４号
北海道旭川市豊岡６条１丁目４番17号　Ｓ・ＤＡＩWA102号
破産者　青山　純子
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０５号
北海道空知郡上富良野町東町１丁目１番17号　すずらんハイツ206号室
破産者　寺田　清隆
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１８号
岩手県北上市相去町上大谷地19番地34
破産者　千葉　鈴子
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２３８号
盛岡市下太田沢田19番地48、旧住所盛岡市黒川８地割36番地３
破産者　只野　ユミ
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１２０号
福島県白河市東三坂山17番地118
破産者　星　　美幸
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第６号
福島県石川郡石川町字立ケ岡６番地の13
破産者　田子　健一
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第２２６号
埼玉県行田市長野３丁目12番20号
破産者　金子美智代
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５号
神奈川県小田原市田島142番地の４　エヴァグリーン302
破産者　大塚　寛也
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１７１号
神奈川県平塚市東真土２丁目13番24―307号　マーカスヒル湘南
破産者　石井　英三
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部